

## 刊行にあたって

本書は、銀行業務検定試験「税務3級」(CBT方式を含む)の受験参考書として刊行されたものです。過去の試験問題については『税務3級問題解説集』(銀行業務検定協会編)に収録されておりますが、本書は試験問題を解くための必要知識について要点的に解説し、試験合格に向けてのサポート役として活用していただくことを第一義に編集しています。

金融機関の行職員にとって税務知識は日々の営業活動を遂行するうえで必要不可欠となっております。金融商品等にかかる税金はもちろんのこと、顧客からの質問・相談の場において的確なアドバイスこそが信頼関係の構築に繋がるからです。税務知識を日頃より身につけて研鑽し、銀行業務検定試験「税務3級」にチャレンジすることは、その習得度合を判定するうえでも有用であり、広く推奨する所以です。

本書を『税務3級問題解説集』と併せて有効に活用し、銀行業務検定試験「税務3級」に合格され、日常業務活動により一層邁進されることを祈念してやみません。

2023年6月

経済法令研究会

# 目次

CONTENTS



## 第1編 所得税

1	所得税の仕組み	2
2	所得税の税額計算の流れ	5
3	青色申告	10
4	配当所得	13
5	利子所得	17
6	株式等の譲渡所得	19
7	NISA 制度	23
8	不動産所得	26
9	事業所得	32
10	給与所得	35
11	退職所得	38
12	譲渡所得	42
13	土地・建物等の譲渡所得	46
14	一時所得	54
15	雑所得	57
16	損益通算	60
17	損失の繰越控除	63
18	所得控除	66
19	配当控除	74
20	住宅借入金等特別控除	76
21	収入金額	80
22	必要経費	82

23	売上原価	86
24	申告	87
25	納付	90

## 第2編 相続税・贈与税

1	遺産分割・遺産分割協議・遺言	94
2	相続人と相続分	98
3	相続税の意義と相続税の納税義務者	104
4	相続税の課税財産とみなし相続財産	108
5	相続税の非課税財産	112
6	債務控除と葬式費用	117
7	相続開始前3年以内の受贈財産	122
8	宅地の評価	125
9	小規模宅地等の課税価格の計算の特例	131
10	上場株式等の評価	137
11	取引相場のない株式の評価	140
12	配偶者居住権の評価	149
13	その他の財産の評価	152
14	相続税額の計算	156
15	各相続人・受遺者の相続税額の計算	160
16	税額の2割加算・贈与税額控除	163
17	配偶者の税額軽減	166
18	未成年者控除・障害者控除	169
19	相次相続控除・外国税額控除・相続時精算課税分の贈与税額控除	173
20	非上場株式等にかかる相続税の納税猶予制度	176
21	相続税の申告	183
22	相続税の納付・加算税・連帯納付義務	187

23	贈与税の性格と納税義務者	192
24	贈与税の非課税財産	199
25	贈与とみなされる財産	203
26	贈与税の計算・申告・納付	212
27	贈与税の配偶者控除	222
28	相続時精算課税制度	225
29	住宅取得等資金にかかる相続時精算課税制度	230
30	非上場株式等にかかる贈与税の納税猶予制度	233
31	直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の特例	238
32	教育資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税制度	241

## 第3編 法人税

1	法人税の納税義務と課税所得の範囲	246
2	同族会社と特別規定	248
3	所得金額の計算	250
4	収益の計上基準	253
5	受取配当等の益金不算入	254
6	棚卸資産の評価	256
7	有価証券の損益	258
8	減価償却資産の償却費	260
9	繰延資産の償却費	264
10	役員の給与・賞与・退職給与等	266
11	寄附金の損金不算入	269
12	交際費等の損金不算入	271
13	租税公課	274
14	引当金	276
15	欠損金の繰越しと繰戻し	279

16	税額計算の仕組みと税率	281
17	税額控除	284
18	申告, 納付	287

## 第 4 編 その他の税金

1	消費税	290
2	印紙税	300
3	住民税(道府県民税・市町村民税)	303
4	事業税	308
5	地方消費税	316
6	不動産取得税	318
7	固定資産税	322
	重要用語索引	327

●凡 例●

本文中の法令の略語は、次のとおりです。

所得税法	………	所
所得税法施行令	………	所令
所得税法施行規則	………	所規
所得税基本通達	………	所基通
相続税法	………	相
法人税法	………	法
法人税基本通達	………	法基通
地方税法	………	地
租税特別措置法	………	措法
租税特別措置法施行令	………	措令
消費税法	………	消
印紙税法	………	印

☆ 本書の内容等に関する追加情報および訂正等について ☆

本書の内容等につき発行後に追加情報のお知らせおよび誤記の訂正等の必要が生じた場合には、当社ホームページに掲載いたします。

(ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌](#) メニュー下部の [追補・正誤表](#))

## 本書の利用のしかた

本書は、銀行業務検定試験「税務3級」受験(CBT方式を含む)のための受験参考書です。

本試験問題は五択択一式50問となっていますが、出題範囲および各問題数は「所得税」20問、「相続税・贈与税」18問、「法人税」7問、「その他の税金」5問です。

本書各編でとりあげる項目(テーマ)は、過去の試験問題で出題され、その頻度の高いものを精選していますので、必ず一度は目を通し理解するまで読まれることをおすすめします。

なお、本書には次の特長を設けています。

〈巻頭 出題項目一覧〉直近5回試験の出題テーマを一覧にしています。

〈本文 直近5回試験の出題頻度〉直近の出題傾向を5つ星で表しています。頻度が高いものほど★マークが多くなっています。

〈本文 学習のポイント(吹き出し)〉要点整理や理解を深めるためのポイントを記載しています。

〈本文 理解度チェック〉本文の内容の理解度をはかるために設けています。問題を解きながら要点を押さえましょう。

〈側注 関連過去問題〉銀行業務検定試験で過去に実際に出題され、本文に関連する問題の出題年と問題番号を掲載しています。

〈側注 重要用語〉本文を理解するうえで押さえておきたい用語をピックアップして、一部には解説を加えているものもあります。

〈側注 補足〉本文の説明を補足する内容またはポイント等をまとめています。主に理解を深めるために役立つものを扱っています。

〈側注 参照〉その箇所が他の編にも関連している場合に、参照として付記しています。また、本文の参考となる文献や出典についても付記しています。

〈側注 注意〉とくに留意すべき点をまとめています。

〈巻末 重要用語索引〉重要用語(上記参照)を索引で引くことができます。

なお、本書を読まれ内容につき理解されたら、過去の試験問題にチャレンジしてみましよう。そのためには、別に刊行されている『税務3級問題解説集』(銀行業務検定協会編)を利用されることをおすすめします。実際の問題を解いてみて、誤ったところは再度本書で確かめてください。その繰返しの学習により理解は一層深まるでしょう。

**▶ 所得税 〈20問〉**

- 1 各所得と所得の金額の計算  
利子所得／配当所得／不動産所得／事業所得／譲渡所得／給与所得／一時所得／雑所得／山林所得／退職所得
- 2 課税標準の計算  
損益通算／純損失の繰越控除 等
- 3 所得控除  
雑損控除・医療費控除／生命保険料控除・地震保険料控除／寄附金控除・障害者控除／配偶者控除・配偶者特別控除 等
- 4 税額計算と税額控除  
税額計算／税額控除（配当控除・住宅借入金等特別控除等） 等
- 5 申告・納付  
確定申告・申告書の提出期限／延納／修正申告・更正／青色申告 等
- 6 その他（金融・保険商品税制／源泉徴収制度 等）

**▶ 相続税・贈与税 〈18問〉**

## 〈相続税〉

- 1 相続人の判定等（法定相続人／法定相続割合 等）
- 2 相続財産の範囲  
課税財産（本来の相続財産、みなし相続財産）・非課税財産 等
- 3 課税遺産総額の計算  
課税価格の合計額の計算（債務控除・葬式費用の範囲等、生前贈与加算、相続税の評価特例等）／基礎控除額 等
- 4 税額の計算と税額加算・税額控除  
相続税の総額の計算／納付税額の計算／税額2割加算・税額控除（贈与税額控除・配偶者の税額軽減・未成年者控除等） 等



5 申告・納付（申告書の提出期限／延納・物納 等）

〈贈与税〉

1 贈与財産の範囲

課税財産・非課税財産 等

2 税額計算（暦年課税方式）

課税価格の計算／基礎控除額／税額計算 等

3 贈与税の課税特例

配偶者控除の特例／住宅取得資金贈与の特例 等

4 申告・納付（申告書の提出期限／延納 等）

5 相続時精算課税制度

贈与者・受贈者の要件／特別控除額・税額計算／特例 等

〈財産評価〉

1 土地等の評価（宅地の評価／貸家建付地の評価 等）

2 建物の評価

3 動産の評価

4 株式の評価（上場株式等の評価／取引相場のない株式の評価）

5 金融資産等の評価

▶ 法人税 〈7問〉

1 法人の種類と納税義務等

2 所得の計算

益金の額・損金の額／収益の税務（受取配当等の益金不算入等）／資産の税務（棚卸資産・有価証券・固定資産・繰延資産等）／費用の税務（給与・寄附金・交際費等・租税公課・減価償却費等）／損失の税務（資産の評価損・貸倒損失等）／圧縮記帳／引当金・準備金 等

3 税額計算・申告（青色申告／確定申告・中間申告 等）

## ▶ その他の税金 〈5問〉

- 1 個人・法人の住民税・事業税（申告・納付 等）
- 2 不動産にかかる税金  
不動産取得税（課税対象，課税標準の特例等）／固定資産税（納税義務者，課税標準，減額特例等）／登録免許税（課税範囲，納税義務者，課税標準等）
- 3 消費税（納税義務者／課税期間／課税取引・非課税取引 等）
- 4 印紙税（課税文書・非課税文書／納税義務者 等）
- 5 その他  
附帯税（延滞税，利子税） 等

## ●過去5回の出題項目

	分野	出題項目	2023年3月 (第154回)	2022年10月 (第153回)	2022年3月 (第151回)	2021年10月 (第150回)	2021年3月 (第148回)	
所得税	配当所得	配当所得の金額の計算	○		○		○	
	金融商品に対する課税	金融（類似）商品の収益に対する課税			○	○		
		預貯金にかかる課税						○
		預貯金・公社債等にかかる課税	○	○	○	○		
		株式にかかる課税			○		○	
		投資信託にかかる課税			○		○	
		株式・投資信託等にかかる課税	○		○			
		公社債・株式・投資信託にかかる課税						○
		iDeCo			○			
		NISA 制度	○		○	○	○	○
		保険金・年金にかかる課税	○				○	○
	不動産所得	不動産所得の総収入金額		○	○		○	
		不動産所得の必要経費		○	○	○	○	○
		不動産所得の金額の計算・計算方法	○	○	○	○	○	○
		災害損失の扱い						○
		不動産の貸付の規模				○		
	譲渡所得	譲渡所得の課税対象			○	○		
		譲渡所得計算上の譲渡費用					○	
		譲渡所得計算上の取得費	○					○
		譲渡所得の金額の計算方法等			○			○
		総合課税される譲渡所得の金額の計算・計算方法	○			○	○	
		上場株式等にかかる譲渡損失の繰越控除の計算				○		
		上場株式の譲渡にかかる所得税額の計算	○					○
		土地建物等の譲渡にかかる所得税額の計算・計算方法			○	○	○	
		居住用財産の譲渡にかかる特例					○	
		居住用財産の譲渡にかかる3,000万円特別控除	○					
	特定の居住用財産の買替え特例			○			○	
	その他の所得等	事業所得の総収入金額			○			○
		事業所得の計算上の留意事項	○				○	
		退職所得の課税・金額の計算			○	○		○
		一時所得の課税・計算方法				○		
		一時所得の課税対象	○					
雑所得の金額の計算		○				○		
所得の損益通算等					○			
所得の損益通算等と総所得金額の計算		○	○			○	○	
純損失			○					
所得控除	雑損控除	○				○		

分野	出題項目	2023年3月 (第154回)	2022年10月 (第153回)	2022年3月 (第151回)	2021年10月 (第150回)	2021年3月 (第148回)	
所得税	所得控除	医療費控除		○	○		○
		所得控除	○		○	○	
		配偶者控除					○
	税額控除	配当控除			○		○
		住宅借入金等特別控除		○		○	
	確定申告・青色申告等	所得税の確定申告書の提出等	○		○		○
		青色申告				○	
		所得税の納付税額の計算	○	○	○	○	○
	相続税・贈与税	設例問題	相続税の申告期限	○	○	○	○
法定相続人の数				○			○
法定相続分			○				
生前贈与加算			○	○		○	○
相続税の課税価格の合計額					○		
遺産にかかる基礎控除額の計算			○		○	○	○
税額控除と2割加算				○	○	○	○
相続税の(非)課税財産		相続税の課税対象		○		○	
		死亡保険金の扱い	○			○	○
		死亡退職金の扱い			○		
相続税の課税価格の算入・控除		債務控除		○		○	
		葬式費用			○		○
		小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例		○	○		○
財産の評価		宅地の評価	○	○	○	○	○
		貸家建付地等の評価	○			○	
		家屋の評価		○			
		上場株式の評価				○	
		取引相場のない株式の評価			○		
その他の財産の評価		○				○	
相続税の税額加算・税額控除		配偶者に対する相続税額軽減の適用	○	○		○	○
		配偶者に対する相続税額軽減の計算	○		○	○	
	未成年者控除	○			○		
課税遺産総額、相続税の総額・算出相続税額の計算等	相続税の総額の計算	○	○	○	○	○	
	各人の納付相続税額の計算	○	○	○			
相続税の申告・納付、延納・物納等	相続税の申告・納付	○	○	○		○	
未分割遺産の課税	遺産未分割の場合の申告		○	○		○	

	分野	出題項目	2023年3月 (第154回)	2022年10月 (第153回)	2022年3月 (第151回)	2021年10月 (第150回)	2021年3月 (第148回)
相続税・贈与税	贈与税の課税対象	贈与税の課税対象		○		○	
		負担付贈与の場合の課税対象額		○			
		著しく低い価額で譲り受けた場合の課税関係					○
	贈与税の配偶者控除	贈与税の配偶者控除の適用		○	○		○
	贈与税の申告・納付・税額計算	贈与税の申告・納付等	○		○		
		暦年課税による贈与税額の計算	○		○	○	○
	その他の贈与税	事業承継税制	○			○	
相続時精算課税制度	相続時精算課税の適用・計算	○	○	○	○	○	
法人税	法人税の納税義務	内国法人に対する法人税の課税		○		○	○
	受取配当金	受取配当金の益金不算入	○		○		○
	減価償却資産	減価償却資産の償却限度額の計算		○			
		減価償却資産の法定償却方法				○	○
	有価証券	有価証券の期末評価額の計算				○	
	繰延資産	繰延資産		○			
	役員給与等	役員給与等の扱い	○			○	
	寄附金	寄附金の扱い		○	○		○
	交際費等	交際費等の範囲	○			○	
	租税公課	租税公課の損金算入	○		○		○
	法人税の申告・税額計算	法人税の申告書の提出等			○		○
法人税の所得金額の計算		○	○	○	○	○	
納付法人税額の計算		○	○	○	○	○	
法人税の特例	中小企業関連税制	○		○			
その他の税金	住民税	個人住民税の課税			○	○	
	事業税	個人事業税の課税	○				
		法人事業税の課税	○	○	○		○
	固定資産税	固定資産税の課税		○		○	○
	不動産取得税	不動産取得税の課税	○			○	
	印紙税	印紙税の課税文書					○
		印紙税の課税		○	○		
	消費税	消費税の課税	○	○		○	○
消費税の課税取引		○			○		
消費税の仕入税額控除			○	○		○	
消費税額の計算				○			



第  
1  
編

# 所得税



## 1

# 所得税の仕組み

## 関連過去問題

- 2023年3月  
問1,問3
- 2022年10月  
問1
- 2022年3月  
問1
- 2021年10月  
問1,問4
- 2021年3月  
問1

## 📖 重要用語

所得  
暦年課税  
課税所得金額

## 1 概要

所得税は、個人のもうけ（**所得**という）に対してかかる税金であり、1年間（1月1日から12月31日まで）の所得に対して課税される**暦年課税**となっている。したがって、所得の金額は、1年間の収入から必要経費を差し引いて計算する。

ただし、所得税は、1年間の所得金額から「所得控除」を差し引いた残りの金額（**課税所得金額**という）に対して税率を適用して税額を計算することとされている。

なお、所得税については原則として、納税者の一人ひとりが、自ら所得等の申告を行って納税する申告納税制度を採用している。ただし、所得金額が一定以下の場合や、源泉徴収により課税関係が完結しているケースあるいは年末調整で所得税の精算が完了している場合などでは、確定申告が不要とされることもある。

## 2 所得金額の計算

個人が1年間に得た所得は、その発生原因によって税負担力が異なり、一律に課税することは適当ではない。そこで、所得をその性質によって次の10種類に分け、それぞれの所得について、収入や必要経費の範囲あるいは所得の計算方法などが定められている。

- ① 利子所得
- ② 配当所得



- ③ 不動産所得
- ④ 事業所得
- ⑤ 給与所得
- ⑥ 退職所得
- ⑦ 山林所得
- ⑧ 譲渡所得
- ⑨ 一時所得
- ⑩ 雑所得

### 3 非課税所得

納税義務者に帰属するすべての所得は原則として所得税の課税対象となるが、所得の中には、社会政策その他の見地から所得税を課さないものがあり、これを**非課税所得**という。

非課税所得の主なものとして、次のようなものがある。

● 図表1-1-1 非課税所得の項目

区分	非課税所得となる項目
利子・配当所得関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者等の少額預金の利子</li> <li>・ 勤労者財産形成住宅貯蓄の利子等</li> <li>・ 勤労者財産形成年金貯蓄の利子等</li> <li>・ NISAやジュニアNISAにおける非課税口座内、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当等</li> </ul>
給与所得・公的年金関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 傷病者や遺族などが受け取る恩給、年金等</li> <li>・ 給与所得者に支給される一定の旅費、限度額内の通勤手当、職務の遂行上必要な現物給与</li> <li>・ いわゆる税制適格ストック・オプション</li> </ul>
譲渡所得関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活に通常必要な動産の譲渡による所得</li> <li>・ NISAやジュニアNISAにおける非課税口座内、未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等</li> <li>・ 国や地方公共団体等に財産を寄附した場合の譲渡所得等</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 心身に加えられた損害または突発的な事故により資産に加えられた損害に基づいて取得する保険金、損害賠償金、慰謝料など</li> <li>・ 相続、遺贈または個人からの贈与により取得するもの</li> </ul>

 重要用語

非課税所得

 重要用語

所得控除

## 4 所得控除

所得税の課税対象である課税所得金額は、すべての所得金額から所得控除額を差し引いて算出する。**所得控除**とは、納税者本人の扶養親族の状況など、個別の事情を加味して税負担を調整するために設けられているもので、次の種類がある。

- |                |           |
|----------------|-----------|
| ① 雑損控除         | ⑨ 寡婦控除    |
| ② 医療費控除        | ⑩ ひとり親控除  |
| ③ 社会保険料控除      | ⑪ 勤労学生控除  |
| ④ 小規模企業共済等掛金控除 | ⑫ 配偶者控除   |
| ⑤ 生命保険料控除      | ⑬ 配偶者特別控除 |
| ⑥ 地震保険料控除      | ⑭ 扶養控除    |
| ⑦ 寄附金控除        | ⑮ 基礎控除    |
| ⑧ 障害者控除        |           |

### 理解度チェック



- ① 給与所得者における出張旅費は、課税となる。
- ② 勤労者財産形成住宅貯蓄は、勤労者財産形成年金貯蓄と合わせた元本の合計550万円までの金額に対する利子等が非課税とされる。
- ③ 障害者等の少額預金の利子は、非課税とされる。

解答 ① × 非課税となる。  
② ○  
③ ○

## 2 所得税の税額計算の流れ

### 1 総合課税と分離課税

所得税は、1年間の各種の所得金額を合計し、これについて所得税額を計算する「**総合課税**」が原則である。総合課税では、所得が大きくなるにつれて段階的に税率が高くなる**超過累進税率**を適用する。

しかし、一定の所得については、他の所得金額と合計せず、分離して個別に税額を計算する「**分離課税**」が行われている。分離課税には、確定申告によりその税額を納める「**申告分離課税**」と、所得を支払う者がその所得の支払の際に一定の税率で所得税を源泉徴収し、それだけで所得税の納税が完結する「**源泉分離課税**」とがある。

#### ● 図表1-2-1 総合課税の対象となる所得

- ① 利子所得（源泉分離課税とされるもの、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき特定公社債等の利子等を除く）
- ② 配当所得（源泉分離課税とされるもの、確定申告をしないことを選択したものと並び、平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当について、申告分離課税を選択したものを除く）
- ③ 不動産所得
- ④ 事業所得（株式等の譲渡による事業所得を除く）
- ⑤ 給与所得
- ⑥ 譲渡所得（土地・建物等および株式等の譲渡による譲渡所得を除く）
- ⑦ 一時所得（源泉分離課税とされるものを除く）
- ⑧ 雑所得（株式等の譲渡による雑所得、源泉分離課税とされるものを除く）

#### 関連過去問題

- 2023年3月問20
- 2022年10月問4、問20
- 2022年3月問4、問20
- 2021年10月問20
- 2021年3月問20

#### 重要用語

総合課税  
超過累進税率  
分離課税  
申告分離課税  
源泉分離課税

## 重要用語

### 総所得金額

## 補足

繰越控除には、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除などがある。

## 2 総所得金額

総合課税では、所得の金額を一定の方法により合計した**総所得金額**から、所得控除の合計額を控除し、その残額（課税総所得金額）に税率を乗じて税額を計算する。

総所得金額は、以下の金額の合計として算出される。

不動産所得
事業所得
給与所得
総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得・雑所得（損益通算後）
総合課税の長期譲渡所得（損益通算後の金額）の2分の1の金額
一時所得の合計額（損益通算後の金額）の2分の1の金額

ただし、繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額となる。

### 《退職所得金額と山林所得金額》

退職所得や山林所得は長年の勤務あるいは育成から生じた所得であり、一時に支払われるものであることから、他の所得と合算すると超過累進税率の影響から税負担が著しく重くなってしまうため、これを分離して別個の課税標準としている。

## 3 納付税額の計算

### ▶ 1. 超過累進税率

所得税額は、課税所得金額に所得税の税率を適用して計算する。所得税の税率は、分離課税に対するものなどを除き、所得が低い部分には低い税率が適用され、高くなるにつれて段階的に高くなる超過累進税率となっている（図表1-2-2参照）。

課税総所得金額または課税退職所得金額に対する税額は、課税所得金額ごとに区分された速算表を用いて計算ができる。

● 図表1-2-2 所得税の速算表

金額の区分(A)	税率(B)	控除額(C)	(A)×(B)-(C)= 税額
195万円以下	5%	—	(A)× 5%
195万円超～ 330万円以下	10%	97,500円	(A)× 10%- 97,500円
330万円超～ 695万円以下	20%	427,500円	(A)× 20%- 427,500円
695万円超～ 900万円以下	23%	636,000円	(A)× 23%- 636,000円
900万円超～ 1,800万円以下	33%	1,536,000円	(A)× 33%- 1,536,000円
1,800万円超～ 4,000万円以下	40%	2,796,000円	(A)× 40%- 2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円	(A)× 45%- 4,796,000円

## ▶ 2. 税額控除

一定の場合、課税所得金額に税率を乗じて算出した所得税額から、一定の金額を控除することができる。これを**税額控除**という。

主な税額控除として、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除などがある。

## ▶ 3. 復興特別所得税額

平成25年から令和19年までの各年分については、所得税と併せ、**復興特別所得税**を申告・納付する。復興特別所得税額は、基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算する。

なお、源泉所得税には、復興特別所得税が併せて徴収されている。

 重要用語

税額控除

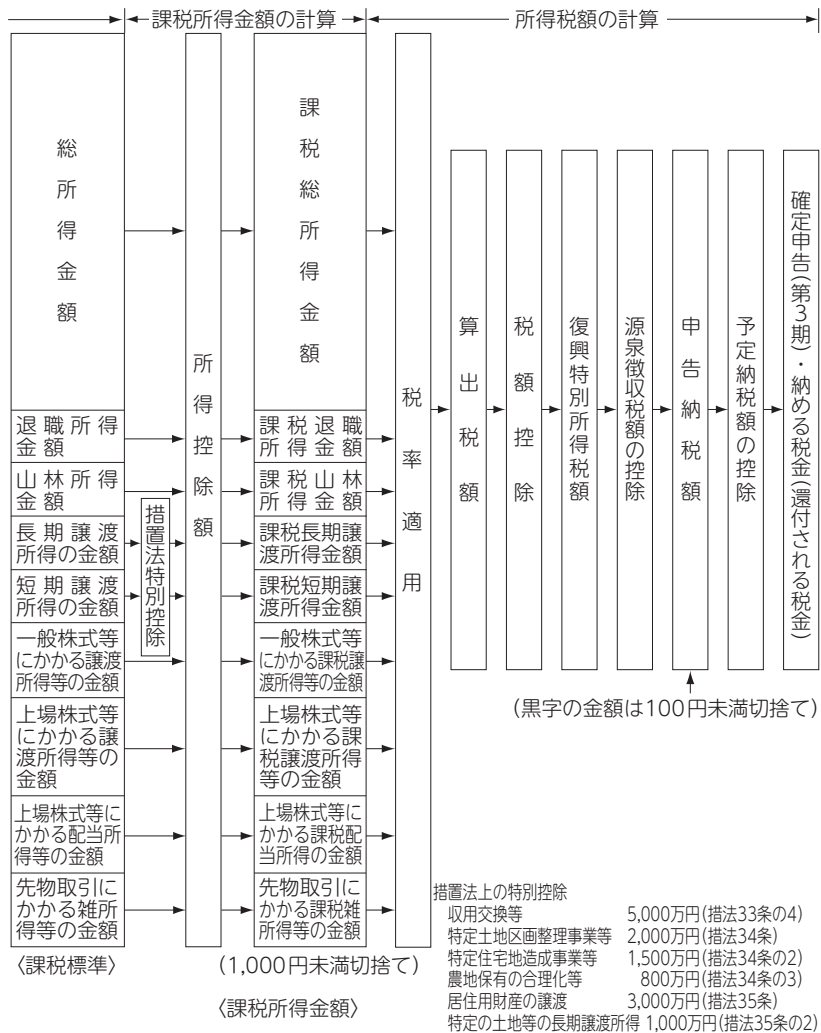
 重要用語

復興特別所得税

● 図表1-2-4 所得税の計算の流れ



(注1) 土地・建物等の長期譲渡所得と短期譲渡所得の計算上生じた譲渡損失の金額は、両者間に限り損益の相殺をすることができ、マイナスが生じた場合はなかったものとされ、損益通算や繰越控除はできない(措法 31 条・32 条)。  
 しかし、特定の居住用財産の買換えまたは譲渡をした場合に生じた一定の譲渡損失に限り損益通算と繰越控除をすることができる(措法 41 条の 5・41 条の 5 の 2)。  
 (注2) 退職所得の金額は各種所得の金額の計算の段階で 2 分の 1 としている。総合の長期譲渡所得と一時所得の金額は一定の順序により損益通算を行った後に 2 分の 1 している点に留意。



(注3) 上場株式等にかかる譲渡所得等の金額のうち、上場株式等の売却で特定口座を開設したものは、他の株式等の売却による所得と区分して特定口座年間取引報告書により簡便に申告することができる。さらに、特定口座内に生ずる所得に対して源泉徴収を選択(源泉徴収口座)した場合には申告不要とすることができる。また、上場株式等の配当等を特定口座の源泉徴収口座に受け入れ、源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡損失と損益通算できる。

(注4) 株式等にかかる譲渡所得等の金額の負債利子については、譲渡の年の1月1日から譲渡の日までの期間に対応するものに限る。

# 3 青色申告

## 関連過去問題

2022年10月  
問192021年10月  
問19

## 重要用語

青色申告制度

## 1 青色申告制度

所得税法は、納税者が自ら税法に従って所得金額と税額を正しく計算し納税するという申告納税制度を原則としている。1年間の所得金額を正しく計算するためには、日々の取引の状況を記帳し、一定の帳簿書類を保存しておく必要がある。

これについて、一定の帳簿を備え付け、帳簿に日々の取引を記帳し、その記録に基づいて1年間に生じた所得金額を正しく計算し申告をする者については、税務上有利な取扱いが受けられる制度が設けられており、これを**青色申告制度**という。

## 2 青色申告のできる者

「不動産所得」、「事業所得」および「山林所得」を生ずるべき業務を行う者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けることにより、確定申告書（修正申告書を含む）を青色申告により提出することができる（所143条）。

## 3 青色申告の承認手続き

新たに青色申告の申請をする人は、原則として、適用を受けようとする年の3月15日まで（その年の1月16日以後に新規に業務を開始した場合は、業務開始日から2か月以内）に、「青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない（所144条）。



☆ 本書の内容等に関する追加情報および訂正等について ☆  
本書の内容等につき発行後に追加情報のお知らせおよび誤記の訂正等の必要が生じた場合には、当社ホームページに掲載いたします。  
(ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌](#) メニュー下部の [追補・正誤表](#))

---

銀行業務検定試験 公式テキスト **税務3級** 2023 年度受験用

---

2023 年 7 月 29 日 第 1 刷発行

編 者 経 済 法 令 研 究 会  
発 行 者 志 茂 満 仁  
発 行 所 (株)経済法令研究会  
〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町 3-21  
電話 代表 03-3267-4811 制作 03-3267-4897  
<https://www.khk.co.jp/>

---

営業所／東京 03(3267)4812 大阪 06(6261)2911 名古屋 052(332)3511 福岡 092(411)0805

---

制作／経法ビジネス出版(株)・小野 忍 印刷／あづま堂印刷(株) 製本／(株)島崎製本

---

© Keizai-hourei Kenkyukai 2023

ISBN978-4-7668-4437-5

定価は表紙に表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えします。